

# ごあいさつ



理事長

杉浦 賢次

会員、組合員、ご利用者の皆さまには、平素より中央労働金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2001年4月に1都7県の労働金庫が合併して〈中央ろうきん〉が誕生して以来、今年で23年目を迎えます。設立以来、健全経営を続けることが出来ているのは、ひとえに会員、組合員、ご利用者の皆さまのお力添えあつての賜物であり、深く感謝を申し上げます。

さて、2022年度は長引くコロナ禍も夏以降は「ウィズコロナ」を前提に、経済活動の正常化が進み、内需を中心に持ち直しの傾向が見られる一方、ウクライナ情勢の長期化や円安の急速な進行などにより、物価が上昇し家計や企業活動に大きな影響を与えました。

こうしたなか金庫は、「持続可能な運動・事業モデルを実践・展開」する3年と位置付けた第7期中期経営計画の初年度として、会員・推進機構と連携・協働した働く人のライフプラン支援等を通じて、協同組織の福祉金融機関としての役割発揮に努めました。

2023年度は、第7期中期経営計画の中間年度として事業活動をさらに前進させるための重要な年度となります。コロナ禍で一時的に自粛せざるを得なかったFace to Face（対面）のコミュニケーションを強化し、引き続きろうきんならではの、商品・サービスの提供や親身な相談・提案活動を通じて、働く人の生活をしっかりと支えてまいります。

〈中央ろうきん〉は、これからも『ろうきんの理念』を基本に据え、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関として、一層努力してまいります。

ここに、2023年3月期ディスクロージャー誌を作成いたしました。ご覧いただければ幸いです。

2023年7月

## 〈ろうきん〉の目的・事業運営3原則

〈ろうきん〉の目的や原則は労働金庫法によって規定されており、市中銀行との違いが明確に区分されています。

〈ろうきん〉は労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法(抜粋)

**(目的)** 第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

**(原則)** 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

- 2 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。